

(様式 1 - 3)

南相馬市 帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

平成 29 年 7 月時点

本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	42	事業名	小高復興拠点整備事業	事業番号	(1) - 10 - 1
交付団体	南相馬市	事業実施主体 (直接/間接)	南相馬市 (直接)		
総交付対象事業費	(199,287) 1,443,744 (千円)	全体事業費	(1,225,726) 1,443,744 (千円)		
帰還環境整備に関する目標					
<p>南相馬市小高区は、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災に起因する東京電力福島第一原子力発電所の事故直後から居住を制限する避難指示区域 (平成 24 年 4 月からは「避難指示解除準備区域」) に指定され、住民は平成 28 年 7 月 12 日の避難指示解除までの 5 年 4 か月もの長きにわたって避難生活を余儀なくされた。</p> <p>この 5 年以上の避難生活によって家族と分断された生活を余儀なくされた住民も多く、また、地域のコミュニティが失われた地区も多く出現した。この結果、事故前まで良好に保たれていた小高区の「人とのつながり」「地域のつながり」「人との交流」が失われ、結果的に「地域の賑わい」も失われてしまった。</p> <p>また、大震災に伴う津波や原子力発電所事故は、改めて平時における防災対策や防災教育の重要性、非常時における災害拠点の重要性を再認識させるものであった。</p> <p>避難指示が解除された小高区の復興・再生を実現するためには、「世代を超えて」「地域を超えて」交流を広げ、賑わいを創出する機能に加えて「復興のシンボル」となる施設を整備し、失われた「つながり」「賑わい」を創出するとともに、防災機能を併せ持たせることによって安心感の醸成に努める必要がある。</p> <p>このことから本事業を実施することにより、小高区の元気と安全・安心を地区内外にアピールすることによって住民の早期帰還を促進し、地域の再生加速化を図るものである。</p>					
事業概要					
小高復興拠点の整備					
設置場所：南相馬市小高区本町 2 丁目 28 ほか					
施設内容：防災まちづくり施設 1 か所 (延べ床面積 474.31㎡)					
復興まちづくり支援施設 2 か所 (延べ床面積 883.58㎡ (合計))					
多目的防災広場 1 か所 (面積 919.54㎡)					
追加駐車場 1 か所 (面積 626.04㎡)					
【南相馬市復興総合計画 基本指針 4 環境にやさしく、快適に暮らせるまちづくり】					
基本施策 (1) 豊かな生活環境の形成 施策 計画的な都市空間の創造					
施策の展開 避難指示区域の住環境・生活関連サービスの整備 P105					
当面の事業概要					
<平成 29 年度>					
小高復興拠点整備工事					
・建物建築工事					
・施工監理委託					
「第 16 回申請」					
実施設計委託、用地買収 (追加駐車場分)					
【参考】					
<平成 28 年度>					
実施設計委託、用地買収、物件調査、物件補償					
地域の帰還環境整備との関係					
平成 28 年 7 月 12 日に避難指示が解除された小高区の復興を実現するためには、原発事故によって失われた「人・地域のつながり (絆)」、「地域内及び地域外との交流」、「地域の賑わい」の再生、加えて帰還した住民が誇れる「復興のシンボル」が必要であり、小高復興拠点はこの二つの役割を併せ持つ複合施設である。復興拠点を整備することで、小高の「まち」の魅力が向上し、小高に対する関心が高まり、避難					

している人たちの帰還意欲を促すことができる。

**関連する事業の概要**

小高復興拠点施設で子どもたちが安心して遊び、運動できるスペースとして「屋内子どもの遊び場」を福島再生加速化交付金（福島定住等緊急支援）で整備する。

効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

**関連する基幹事業**

事業番号	
事業名	
交付団体	

**基幹事業との関連性**

--